

高松市の手話通訳派遣を考える会

支援ニュース <<12号>> 2012年12月10日発行

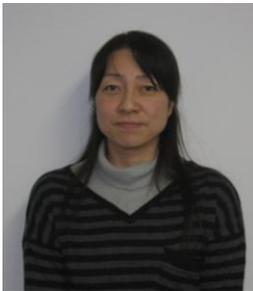
【発行責任者】高松市の手話通訳派遣を考える会 近藤龍治 〒761-0705 香川県木田郡三木町井上 2243-8

Fax:087(889)1831 メールアドレス:takamatsu-haken@keb.biglobe.ne.jp

ホームページURL:http://takamatsu-haken.jimdo.com/ 弁護士ブログURL:http://syuwatsuyaku.blog.fc2.com/

1

私の思い ～この1年を振り返って～



皆さん こんにちは。池川洋子です。

段々と寒くなって参りましたが、変わりはありませんか？

さて、支援カンパは目標金額まで半分以上超えました事をお礼申し上げます。

本当にありがとうございます。

裁判で戦うにあたって必要なことが色々あります。

裁判の中身を変えたいと思っています。まだまだ引き続き続けますので、協力の程よろしく願い申し上げます。

今までの経過を思い返してみますと、裁判所長との事前協議を3回行なわれ、成果としては、傍聴者の情報保障のための配慮について公費負担はできないものこちらの要望はほぼ受け入れてもらったことです。

でも残念なことは裁判所が手話通訳を公費負担出来ないということです。つまり通訳料を訴訟費用として納めなければなりません。それに裁判長から驚くような発言がありました。

「要約筆記なら裁判所が公費負担で準備出来る。」と言われたのです。

民事訴訟法154条（通訳人の立会等）には次のように記載されています。

「口頭弁論に關与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には文字で問い、又は陳述させる事ができる。」つまり、筆談で通訳出来るので要約筆記を勧められたわけです。

私たちは予想外で驚きました。でも私が一番ガッカリした事は第1回事前協議の時、私は通訳者を通して裁判所長に、「ろうあ者は目に見えない障害者だけど、ありのままのろうあ者を見てほしい。」と話をしました。それでも裁判長はろうあ者には手話通訳が生活上必要不可欠であると感じていないのです。

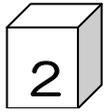
裁判長は、ろうあ者に対する情報保障をどう考えているのでしょうか？

裁判所が要約筆記を用意出来ることは中途失聴難聴者にとっては良い朗報だと思います。しかし、ろうあ者としては喜べないのが正直な気持ちです。

要約筆記を認められたのは当事者のためであって傍聴人のためではないこと、また傍聴人のための手話通訳も公費負担で準備が出来ないことに不満が残ります。当事者と被告人との間にあった出来事を傍聴人が正確に知るためにきちんと通訳を付ける必要があると思っています。それを用意出来ないとは聴覚障害がある傍聴人に情報を与えないと言わざるを得ないと思います。それならば、当事者がろうあ者であるか？又は中途難聴者であるか？を判断してそれにあった通訳を用意する事が善良の方法だと思うのにその選択権すらないのか…？本当に障害者と裁判所との壁がとてつもなく高く、厚く感じた協議でした。

全国のろうあ者のみなさんにお問い合わせがあります。裁判に対する知識やこれなら方法があるかも？というような事が私たちには限界があります。みなさんからののお知恵やこんな方法、考え方が出来るのではといったご意見を頂ければありがたいと思います。今後ご支援、ご鞭撻どうかよろしくお願い致します。

池川 洋子



今までの取り組み成果

2月28日に高松地方裁判所に提訴してからまだ公判が開かれておりません。全国の皆さんは現在どのように裁判が進んでいるのか、心配なり不安を感じておられると思います。今回は、提訴後弁護団が裁判所と3回の事前協議で取り組んだ成果などの現状をご報告いたします。

私たちは、今回の裁判を開始するにあたって当事者である聴覚障害者や傍聴人である聴覚障害者への情報保障を適切に行うことを裁判所に求めて事前協議を進めてきました。(詳細は、以下のとおりです。)

【改正障害者基本法を裁判所が遵守すること】

改正障害者基本法第29条に司法における「個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮」が規定されており、裁判所もこれを遵守しなければならないことを認めたこと。

【聴覚障害原告の情報保障を公費負担で行うこと】

現行の法律では、手話通訳を公費負担で準備することはできないが、要約筆記を公費で準備することはできる。

民事訴訟・行政訴訟の原告に対して要約筆記を裁判所の責任で準備するという結論を裁判所が出したことは、中途失聴難聴者にとって大きな一歩を勝ち取った成果です。しかし、今回の裁判では、手話通訳による情報保障を求めていることから、この提案は受け容れられない。

【手話通訳を必要とする傍聴人の情報保障】

原告に対する手話通訳を公費負担できないこととの均衡等を考慮して手話通訳の配置は実施しない。

・情報保障者の傍聴抽選

手話通訳者等情報保障者を抽選の対象としないことを事前協議で確認にしたこと。

・手話通訳者の立ち位置など環境整備

過去の裁判事例では、手話通訳者が起立して通訳をすることを認めなかった事例があり、今回裁判所は起立して通訳をすることを認めたこと。

手話通訳者の具体的な立ち位置についてもバーの内外を問わず、適切な位置で実施することについても柔軟に対応することを認めたこと。

【手話の分からない聴覚障害傍聴人への情報保障】

・要約筆記の公費負担による配置

傍聴人のためには裁判所として公費負担はできない。但し、原告用の要約筆記を傍聴人が見ることは可能。中途失聴者難聴者が原告である裁判では、このようなやり方もできることが確認できたこと。

・磁気ループの設置

裁判所に磁気ループが整備されており、裁判所が設置することになったこと。

【盲ろう者の傍聴人への配慮】

盲ろう者の場合、当事者一人につき二人の情報保障者が必要となるなど個別支援が必要であることなど、傍聴抽選を含め弁護団と協議して柔軟に対応すると確認できたこと。

○成果のまとめ

今まで3回の事前協議で聴覚障害原告・傍聴人に対する情報保障に関して継続的な協議を行い、過去の裁判で不当に取り扱われてきた情報保障の事例を基に一つ一つ改善させるための確認を行った。

しかし、今までの事前協議は公式な記録が残らないため1月9日実施する4回目の事前協議では、これらの確認事項を今後の運動に繋げていくために公式記録として進行協議期日調書に記載させる方向で進める予定です。

また、提訴後は香川県内でも県外(広域)派遣を認める自治体が半数を超えるなど、コミュニケーション支援の重要性に理解を示す自治体が広がっていることも成果と言えます。

1月26日弁護団と支援団体合同会議が開催されました。

1月9日裁判所との事前協議にむけて、裁判所から提案されている要約筆記による情報保障についてどう判断するかが議論の中心でした。様々な意見や考え方で議論は白熱しましたが、評価できるもののこの裁判では手話通訳の必要性を訴えており当初の原理原則を踏まえた方向で手話通訳による公判を進める方向性を確認しました。



淡路島での講演報告

11月23日、淡路聴力障害者協会、淡路地区手話サークル、淡路ふくろうの郷との三団体合同研修会で考える会の岡本副会長が講演を行いました。「裁判を起こすまでの経緯と原告である池川氏の想い、それを支える皆さんの熱い気持ちを聞き、とても感動した。」「いつでも・どこでも手話通訳が受けられるようになるように願って、私たちも協力していきたい」等、今回も温かい応援のメッセージとカンパを頂きました。

支援ニュース等で私たちの運動や現在の状況を発信していますが、やはり実際に皆さんにお会いして話をする機会を頂けることがよりリアルに私たちの思いを伝えることができますと感じます。またそこでの皆さんのメッセージが私たちのこれからの活動の励みになります。

今後も講師派遣を行っていきますので、ご希望の方は高松市の手話通訳派遣を考える会にご連絡ください。



カンパ状況の報告 カンパ額:5,230,996円(12月3日現在)

現在のカンパ額は5,230,996円(658件)となりました。更なるカンパ協力お願い致します。そして継続してカンパして下さった方、ありがとうございます。今後も引き続き、ご支援お願い致します。

事務局では、お名前の確認ができた方から順次掲載させていただきます。銀行振り込みについては多少お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

カンパして頂いた皆様(2012年12月3日現在) (敬称略)

(北海道) 中村雅子 (群馬) 群馬県手話通訳問題研究会、群馬県手話サークル連絡会 (山梨) 山梨手話通訳問題研究会 (愛知) 酒井八重美 (静岡) 公益社団法人静岡県聴覚障害者協会 (岐阜) 堀内たかし (京都) 吉田信子 (大阪) 山畑富士子 (兵庫) 原山睦生、淡路聴力障害者協会・手話サークル三原・手話サークルあわじ・手話サークル津名・(社福) ひょうご聴覚障害者事業協会 (香川) 野々口猛浩、渡辺光庸、宮武貞光、高松聴覚障害者協会、綾純子、公益社団法人香川県聴覚障害者協会

皆さまのご協力、ご支援に感謝いたします。ありがとうございました。引き続きご支援お願い致します。

メッセージ紹介

今回も暖かい応援のメッセージをありがとうございます。その一部を紹介します。

- ・北海道は雪が降ってますよ～。遠くからずっと応援しています！
- ・愛通研機関紙をみて、支援団体担当者の中に私と同じ名前の人発見、応援する意思表示としてカンパします。

支援カンパは、1口2,000円です。

≪何口でもOKです！ いつでもOKです！ 何回でもOKです！≫

振込先： ゆうちょ銀行

口座名称： 高松市の手話通訳派遣を考える会

振替口座記号番号： 01630-2-108487(郵便局)

※ 他の銀行からは

(ゆうちょ銀行 店名 六三八 普通130885)